

第2回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 平成31年2月15日(金)

場 所 中部地区会館 401大集会室

議事日程

- 議案第1号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について (申請件数 5件)
- 議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について (申請件数 1件)
- 議案第3号 農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について (申請件数 4件)
- 議案第4号 農地台帳登録願について (申請件数 1件)
- 報告第1号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について (申請件数 6件)

応召委員(13名)

1番	川島 修	2番	内野 晴夫
3番	藤野 政彦	4番	石川 裕一
5番	伊東 誠司	6番	榎本 英雄
7番	荒幡 善政	8番	安彦 祥子
9番	高橋 文雄	10番	大口 貴司
11番	朝倉 庄吉郎	12番	奥住 雄一
13番	田代 敏夫		

職務のために出席
した者(事務局)

事務局長	古川 敦司
事務局次長	本木 豊
事務局書記	進藤 博

午後3時57分開会

議 長
(田代 敏夫君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより第2回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は13名であります。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

議 長
(田代 敏夫君)

異議なしと認め、2番内野晴夫委員、8番安彦祥子委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」5件あります。事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第1号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について5件の申請がございました。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番 相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成12年6月1日に相続し、前回調査は、平成28年2月15日になります。

申請番号2番 相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成21年2月21日に相続し、前回調査は、平成27年12月15日になります。

申請番号3番 相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成9年6月8日に相続し、前回調査は、平成28年2月15日になります。

申請番号4番 相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成12年6月1日に相続し、前回調査は、平成28年2月15日になります。

申請番号5番 相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成24年4月1日に相続し、前回調査は、平成27年12月15日になります。

以上でございます。

議長
(田代 敏夫君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきまして、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を内野部会長に報告していただきます。

それでは内野部会長、よろしく願いいたします。

2番
(内野 晴夫君)

本日午後1時より土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」5件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①②の農地は作付け準備中ございました。③～⑥番の農地は、植木の苗木が栽培され、一部は作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は作付け準備中、②の農地はネギ及び植木が栽培されておりました。③の農地は、キャベツ、植木等が栽培されており一部作付け準備中でした。現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号3番の農地でございますが、①の農地は植木が栽培されており、②の農地は作付け準備中、③の農地は、白菜が栽培されており一部作付け準備中でした。現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号4番の農地でございますが、①の農地は梅が栽培されており、②～④の農地は、梅、栗等が栽培されておりました。現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号5番の農地でございますが、①の農地はネギ、植木が栽培されており、②の農地は作付け準備中でした。③の農地は柿の木があり一部作付け準備中でした。④～⑧の農地は大根等が栽培されており一部作付け準備中でした。⑨の農地は茶園で、⑩⑪の農地は栗園でした。現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第1号につきましては証明書の発

		行はよろしいかと思います。
議 長 (田代 敏夫君)		報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。 はい、朝倉委員
1 1 番 (朝倉 庄吉郎君)		1 番、4 番の申請地について現地確認をしております。 1 番は、植木の苗木等を栽培しており一部作付け準備でした。4 番は梅、栗を栽培しております。
1 2 番 (奥住 雄一君)		2 番の申請地を確認しております。
7 番 (荒幡 善政君)		5 番の申請地につきましてすべて現地を確認しております。
議 長 (田代 敏夫君)		3 番の申請地は私の担当ですので報告いたします。 現地は、苗木の栽培を行っており、他は作付け準備中でした 他に御意見等ございませんか。
委 員		なし。
議 長 (田代 敏夫君)		御意見等ないようですので、議案第 1 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。
委 員		異議なし。
議 長 (田代 敏夫君)		ありがとうございます。異議ないようですので議案第 1 号につきましては、証明書を発行いたします。 次に議案第 2 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」1 件あります。事務局より説明いたさせます。

事務局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第2号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願ですが、1件の申請がございました。

申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、平成30年11月8日、申請人の母の死亡により、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものがございます。

以上でございます。

議長
(田代 敏夫君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を内野部会長に報告していただきます。

それでは内野部会長よろしくお願いたします。

2番
(内野 晴夫君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」1件ございます。

申請地の農地でございますが、①②の農地はキャベツ、大根等が栽培されておりました。③④の農地はキャベツ、小松菜等が栽培されており、一部は作付け準備中でした。⑤の農地は作付け準備中でした。現地は適正に管理されており問題はございませんでした。

以上のことから議案第2号につきましては、証明書の発行はよろしいと思われま。

議長
(田代 敏夫君)

報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。はい、高橋員委員

9番
(高橋 文雄君)

申請地を確認しております。

キャベツ等が栽培されており、一部は作付け準備中になっております。

議長
(田代 敏夫君)

他に御意見等ございませんか。

委 員

なし。

議 長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(田代 敏夫君)

ありがとうございます。異議ないようですので、議案第2号につきましては、証明書を発行いたします。

次に、議案第3号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」4件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第3号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」4件の申請がございました。

申請番号1番 利用権の設定を受ける者、利用権の設定をする者については、記載のとおりとなります。設定期間は平成31年3月1日から平成36年3月31日までです。

申請番号2番 利用権の設定を受ける者、利用権の設定をする者については、記載のとおりとなります。設定期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までです。

申請番号3番 利用権の設定を受ける者、利用権の設定をする者については、記載のとおりとなります。設定期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までです。

申請番号4番 利用権の設定を受ける者、利用権の設定をする者については、記載のとおりとなります。設定期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までです。

以上でございます。

議 長
(田代 敏夫君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を内野部会長に報告していただきます。

それでは内野部会長よろしくお願いたします。

2 番
(内野 晴夫君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第3号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」4件あります。

申請番号1番の農地ですが、作付け準備中でした。現地は適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号2番の農地ですが、作付け準備中でした。現地は適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号3番の農地ですが、作付け準備中でした。現地は適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号4番の農地ですが、作付け準備中でした。現地は適正に管理されており問題はないようでした。

1番の申請人は市を代表するミカン農家であり、2番から4番までの申請人は同一人ですが、以前より新規就農者として農業経営を行っている方なので問題はなく、以上のことから承認してよろしいかと思われま

議 長
(田代 敏夫君)

報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。はい、荒幡員委員

7 番
(荒幡 善政君)

1番から4番の申請地につきましてすべて現地確認を行っております。

議 長
(田代 敏夫君)

私も1番から4番までの申請についてすべて本人と会い、現地を確認しております。

他に御質疑等ございませんか。

委 員

なし

議 長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、議案第3号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」は承認したいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし

議 長
(田代 敏夫君)

ありがとうございました。それでは議案第3号につきましては承認することといたします。

事務局
(本木 豊君)

次に議案第4号「農地台帳登録願について」1件あります。

事務局より説明いたさせます。

それでは御説明いたします。

議案第4号「農地台帳登録願」について1件の申請がございました。

本件は、平成30年10月15日に本総会において決定された現況農地の認定基準に基づき、基準が満たされていると認められる土地について、農地として認定するものでございます。

申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、昭和59年8月頃より耕作を開始しており、本日土地利用部会において現地調査を行っております。

なお、申請人については実際に書類を提出された方とさせていただきますが、相続人が確定していないため、相続が可能なほかの権利者からも申請に関する同意を得ておりますので申し添えさせていただきます。

以上でございます。

議長
(田代 敏夫君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を内野部会長に報告させていただきます。

それでは内野部会長よろしく願いいたします。

2番
(内野 晴夫君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第4号「農地台帳登録願について」1件あります。

申請地でございますが、数種類の野菜を栽培しており問題はないようでした。申請地は以前より農地として利用されておりますので承認してよろしいかと思われま。

議長
(田代 敏夫君)

報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。はい、大口委員

<p>10 番 (大口 貴司君)</p>	<p>申請地につきまして、白菜、キャベツ、ネギ等が栽培されていることを確認しております。</p>
<p>議長 (田代 敏夫君)</p>	<p>他に御意見等ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>なし</p>
<p>議長 (田代 敏夫君)</p>	<p>御意見等ないようですので、議案第4号「農地台帳登録願については承認したいと思いますが、御異議等ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし</p>
<p>議長 (田代 敏夫君)</p>	<p>ありがとうございます。それでは議案第4号につきましては承認することといたします。 次に、報告第1号「農地法第5条に係る会長専決処理について」6件あります。事務局より説明いたさせます。</p>
<p>事務局 (本木 豊君)</p>	<p>それでは御説明いたします。 報告第1号農地法第5条に係る会長専決について6件ございます。 本件は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届け出であります。 譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりでございます。 転用目的は、1番が分譲住宅、2番から6番が一般住宅でございます。 以上でございます。</p>
<p>議長 (田代 敏夫君)</p>	<p>報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。 はい、石川委員</p>
<p>4 番 (石川 裕一君)</p>	<p>2番の届出地ですが、現地を確認しております。</p>

1 2 番
(奥住 雄一君)

3 番、4 番につきまして現地確認をしております。

1 番
(川島 修君)

5 番について現地を確認しております。

議 長
(田代 敏夫君)

1 番は私の担当地区ですので現地を確認しております。
他に御意見等ございませんか。

委 員

なし

議 長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、報告第2号 農地法第5条に係る会長専決につきましては、終了いたします。
以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。
これをもちまして第2回総会を終了いたします。
大変御苦労様でした。

午後4時18分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

平成31年2月15日

会 長 田 代 敏 夫 ㊟

署名委員 内 野 晴 夫 ㊟

署名委員 安 彦 祥 子 ㊟